

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定計量器の定期検査【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】

2

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】

3

北九州市告示第356号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年9月2日

北九州市長 武内和久

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和7年10月17日から令和8年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	若松区内の特定計量器の所在の場所
令和7年11月10日から令和8年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	八幡東区内の特定計量器の所在の場所
令和7年11月19日から令和8年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	八幡西区内の特定計量器の所在の場所
令和7年10月2日から令和8年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	戸畑区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市公告第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和7年9月2日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区葛原東二丁目1075番2、1075番5、1075番6、1079番2、1079番4のうち、1079番12から1079番29まで、1080番2、1080番4のうち、1081番4のうち及び1082番4のうち	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平